

福山市LED街路灯整備事業  
募集要領

2021年（令和3年）5月  
福山市

## 1 募集の趣旨

福山市（以下「本市」という。）では、2021年度（令和3年度）に「福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第5期）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減をはじめとして地球環境にやさしいまちの実現に向け取り組んでいる。

また、2013年（平成25年）10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、2017年（平成29年）8月に条約が発効されたことに伴い、照明灯に使用されている水銀ランプの製造、輸出入が2020年（令和2年）12月31日をもって禁止となったため新たな光源への転換が急務となっている。

現在、本市が管理する街路灯は約3,200灯であり、街路灯の不具合が発見された際や、設置から相当年数が経過したと思われるものについて、禁止された水銀ランプの代替え及び省エネルギー化が期待できるLEDランプへの転換を実施している。しかし、その転換率は2020年（令和2年）11月現在で約12%にとどまっており、また、今後全てをLEDランプへ交換するためには、多大な事業費が必要となる。

このため、本市では民間事業者の効率的な運営・資金・技術力などを活用し、初期投資の平準化と維持管理費の縮減が実現できるESCO事業を導入し、一斉にLED化を行うこととした。

そこで、ESCO事業を導入するうえで優れた民間事業者を決定するため、公募型プロポーザルで提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

## 2 事業概要

### (1) 事業名称

福山市LED街路灯整備事業（以下「本事業」という。）

### (2) 契約方式、契約期間及びサービス期間

契約方式 ESCO契約（シェアード・セイビングス契約）

契約期間 契約締結日から2037年（令和19年）3月31日までの間少なくとも2035年（令和17年）3月31日までを満たすこと。

サービス期間 2022年（令和4年）4月1日から2037年（令和19年）3月31日までの間少なくとも13年間（2035年（令和17年）3月31日まで）を満たすこと。

### (3) 選定方法及び契約方法

ESCO事業は、民間事業者の効率的な運営、資金、技術力などを活用する事業であるため、価格のみの競争ではなく、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって優先交渉権者を特定する。また、優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で仮契約を締結し、議会の議決を得た後、本契約となるものとする。

### (4) 事業対象

本事業の対象施設は、街路灯（デザイン照明灯，BOX内照明灯，地下照明灯，港内照明灯を含む。）の約3，200灯とする。

(5) 事業限度額

540,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 事業内容

事業者は、本市が管理する街路灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、本事業による街路灯LED化工事及び省エネルギー量計算，維持管理サービス等，本市と合意した内容でESCO契約を締結する。事業者は、契約期間内において，LED街路灯及びその他付随する設備でESCO事業者により設置，交換したもの（以下「ESCO設備」という。）及び既設街路灯等について善良なる管理者の注意義務をもって維持管理するとともに，次の各業務項目を実施するものとする。

ア 現地調査

イ 電力契約照合，電力契約申込，共架申請

ウ 街路灯管理システム（GIS）の構築及びデータ更新

エ 街路灯管理番号の設置

オ ESCO設備の設置

カ 既設街路灯のリサイクル・廃棄処分

キ ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ク 省エネルギー量の計測・検証

ケ 本事業終了後ESCO設備の所有権の帰属

コ 契約期間中における街路灯設備の移設，建替など

サ 契約期間中における街路灯設備の点検（契約期間中計3回以上，支柱を含む。）

シ 地元業者の活用

ス その他

3 事業者の行う業務範囲

(1) 現地調査

次に掲げる内容について現地調査を行う。

ア 既設街路灯の所在地，灯柱の形状，引込み柱など設備の管理上必要となる各種情報の調査。

イ 既設街路灯の灯具や使用しているランプなどの種類，引込み方法（単独，分電盤）等，具体的な設備の調査。

ウ 現地調査により，倒壊するおそれがあると認められるものがある場合は，本市と対応を協議すること。また，共架式のものでアーム等の劣化が激しく，落下の恐れがあると認められる場合も同様とする。

(2) 電力契約の照合，電力契約申込，共架申請

電力会社と緊密に連携し，既設街路灯に関する電力契約の調査照合を行う。同様に，既設LED灯についても，電力契約の調査照合を行う。

- ア 既設街路灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合
  - イ 電力契約と既設街路灯等との数量相違の把握・整合（街路灯等があつて電力契約のないもの、電力契約があつて街路灯等がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）
  - ウ 既設街路灯等のLED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査等で把握した契約相違に係わる新設または減設申込の実施
  - エ 電力契約の突合調査結果及び新設・減設申込完了報告書の提出
- (3) 街路灯管理システム（GIS）の構築及びデータ更新
- 本市で使用している、「福山市イントラGIS」及び「福山市道路管理システム」（以下「本市システム」という。）に取り込むデータベースを構築する。
- ア データベースの形式はSHAPE形式とする。なお、本市システムに取り込むデータ処理については本市が行う。
  - イ 本市システムで管理する必要事項は次の①から⑤とする。
    - ① 位置情報（管理番号，設置場所，中電引込柱番号，NTT柱番号等）
    - ② 設備概要（灯具仕様，灯柱形状，施行者名等）
    - ③ 電力契約情報（店所番号，契約名義，お客さま番号，請求番号，請求種別，契約容量，契約灯数，引込状況等）
    - ④ 設置，修繕及び移設等記録（設置年月，修繕内容及び修繕年月，移設年月等）
    - ⑤ その他（見取図，LED街路灯写真等）
  - ウ 本事業開始後に本市が行う設備の修理依頼や新設，移設及び撤去等の異動連絡に係わるデータの定期的作成。
  - エ 本市システムの連携データベース等ESCO設備関連データの報告及び納入を事業期間中は毎年度行うものとする。
  - オ 本市のインターネット環境を利用する場合は，本市のインターネット環境を統括するICT推進課と十分に調整を行い，既存業務システムに影響を生じさせないこと。
- (4) 街路灯管理プレートの設置
- 管理番号を街路灯1基に対し一つ割り当て，歩行者から視認しやすい箇所に管理プレートもしくはステッカーを設置する。
- ア 契約期間中において，本市が新設したLED街路灯や，開発行為などにより道路管理者以外のものが設置し，本市に移管されるLED街路灯についても，管理プレート（ステッカー）を設置すること。
  - イ 管理プレート（ステッカー）の材質は，耐候性能があり，錆の発生のないものとする。
  - ウ 管理プレート（ステッカー）の刻印は，刻字機等により彫刻する方法とし，劣化のおそれがなく，文字の視認が容易であること。
  - エ 既存の管理プレートが存在する場合は，撤去必要の有無を本市と協議すること。
- (5) ESCO設備の設置
- 関係行政機関の指導及び関係諸法令を遵守しつつ，次について実施する。

- ア LED化のメリットを最大限に享受できるスケジュールとした施工計画の策定及び施工・施工管理
  - イ 近隣住民や作業者の安全に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理
  - ウ 交通の支障とならない様十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理
  - エ 施工完了報告書の提出
- (6) 既設街路灯の撤去に伴うリサイクル並びに廃棄処分
- 関係行政機関の指導及び関係諸法令を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を行う。
- ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画の策定及び施工・施工管理
  - イ 撤去した灯具、設備、その他部品などについては、環境保護の観点から原則、再利用し、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告すること。
  - ウ 廃棄する場合は、関係行政機関の指導及び関係諸法令を遵守し、処分すること。
  - エ 水銀その他有害物質の適正な処理を行うこと。なお、PCB含有機材などを確認した場合は、法令に従い、速やかに本市と協議し、対応すること。
  - オ 廃棄・リサイクル完了報告書の提出
- (7) ESCO設備等の維持管理・保証（無償修繕等）
- ア 事業者は、本市からの修繕等依頼に基づき、ESCO設備等を調査し、対応を行うとともに、本市システムのデータベースを更新する。
  - イ 事業者は、本市からのESCO設備等に関する新設・撤去・移設等の連絡に基づき本市システムのデータベースを更新する。
  - ウ 事業者は、本市が新設したLED街路灯や、開発行為などにより道路管理者以外の者が設置し、本市に移管されるLED街路灯についても、本市システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。なお、維持管理の追加となる街路灯は130灯程度（年間概ね10灯）を予定している。
  - エ 事業者は、既設LED街路灯についても、本市システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。
  - オ 事業者は、本市からの修繕連絡を受け付けるため、専用電話回線を備えたコールセンター等を設置し、少なくとも午前8時30分から午後5時15分まで受け付けること。なお、修繕は依頼を受け付け次第速やかに実施するものとする。
  - カ 街路灯設備の点検時等に不良が発見された場合は、適正に修繕を行うこと。
  - キ 事業者は、本市等が市民などから受け付けたまぶしい、暗いなどの光度や配光等の改善要望について、本市が必要と判断した場合、遮光板（又はルーバーなど）を取り付ける又は灯具の変更などを行うなどの対応を行う。
  - ク 事業者は、ESCO設備について、自己の負担で保険に加入するものとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ決定するものとする。
  - ケ 緊急時において、本市からの連絡受付を行うための緊急連絡網を作成する（原則24時間対応）。初動的な対応が必要な場合（倒壊した街路灯が道路交通に支障をきたしているとき等）は、本市からの連絡を受けてから2時間以内に応急的な対応作業を実施することとする。その際生ずる費用は、その損害の原因者により負担するものとし、自然災害や、原因者

が特定できない場合等は事業者により費用を負担するが、次の場合、事業者の負担を免除することとする。

- ① 大規模な地震及び地震に起因する津波による損害
- ② 戦争，暴動・変乱による損害
- ③ 特に事業者負担が適さないと本市が判断する損害

(8) 省エネルギー量の計測・検証・その他の記録

ア 事業者は，提案により示した電力消費量に係る削減量，電気料金削減額，及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証方法を本市に提示し，契約期間中において，定期的にE S C Oサービス導入によるコスト削減効果の検証を行うものとする。

イ 事業者は，アの検証結果及び修理・交換などの記録を毎年度とりまとめ，すみやかに本市へ報告するものとする。

ウ これらの資料は，本市の求めに応じ，常に提示できるよう備えておくものとする。

(9) E S C O設備の所有権の帰属

ア 契約期間中は，E S C O設備の所有権は事業者に帰属する。

イ 契約終了後の事業者が設置したE S C O設備の所有権については，契約に基づき履行（無償譲渡）するものとする。

(10) 契約期間中における街路灯設備の移設・建替など

事業者は，契約期間中において，道路改良に伴う移設や老朽化による建替等を，年間5基程度実施するものとする。対象となった専用柱は撤去し，近くの電柱などに共架で移設するものとするを基本とし，近辺に適当な共架場所がない場合，本市と協議するものとする。

(11) 契約期間中における街路灯設備の点検について

事業者は，契約期間中における街路灯の点検を次のとおり行うものとする。また，倒壊・落下の恐れがあると認められる場合は直ちに本市と協議を行うものとする。

ア E S C Oサービス開始前

前記3(1)で現地調査を行う際に，倒壊，落下等の恐れがないかどうかを点検し，E S C O設備の設置に適しているかを調査するものとする。なお，既設L E D街路灯についても同様の点検を行うものとする。

イ E S C Oサービス開始から5年程度経過した時期（2027年（令和9年）頃）

小規模附属物点検要領（平成29年3月 国土交通省 道路局）の巡視に準じて点検を行うものとする。

ウ E S C Oサービス開始から10年程度経過した時期（2032年（令和14年）頃～）

福山市小規模附属物点検要領（2020年（令和2年）3月 福山市）の定期点検に準じて点検を行うものとする。

(12) 地元業者の活用

事業者は，E S C O設備の設置工事，街路灯設備の移設・建替工事，その他維持管理作業において，福山市内業者を積極的に活用することとし，地域経済への貢献に資するよう配慮すること。

(13) その他

事業者は、利用することができる補助事業、補助金等があった場合、公募申請及び交付申請ならびに実績報告を行うこととする。

#### 4 事業場所

福山市内（以下「市内」という。）

#### 5 契約者

福山市

#### 6 懇談会及び事務局

##### (1) 福山市LED街路灯整備事業に係る懇談会（以下「懇談会」という。）

本事業を実施するうえで、幅広く意見を聴取するため、次のとおり懇談会を設置する。

##### ア 設置根拠

福山市LED街路灯整備事業に係る懇談会設置要領

##### イ 構成

有識者を含む5名

##### (2) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：福山市建設局土木部土木管理課管理第一担当

住 所：〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎9階

電 話：084-928-1079

F A X：084-928-1734

メールアドレス：doboku-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp

ホームページ：https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp

#### 7 応募条件

##### (1) 応募要件

ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1名選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、業務の遂行の責を負う。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約などに関する諸手続を行う。

オ E S C O提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社などを設立することも可能とする。ただし、設立の条件などに関しては、本市と協議し合意を得るものとする。

##### (2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

- ① 事業役割：本市との対応窓口となり、契約などの諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
- ② 施工役割：施工に関する業務を全て実施する。
- ③ 維持管理役割：維持管理に関する業務を実施する。
- ④ 金融役割：本事業に係る資金調達などを実施する。
- ⑤ その他役割：上記①～④以外の設計、街路灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

イ 応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出するものとする。なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が、本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。

### (3) 応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、構成員としてこれらの要件を満たすこととする。

ア 参加表明書及び資格確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ E S C Oサービス導入によるコスト削減効果及び省エネルギー削減量の検証手法を提案できる者で、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができるものであること。

ウ E S C O設備導入後の省エネルギー量及びコスト削減効果を計測・検証することができる者であること。

エ 本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理及びシステムサポートの三業務を迅速に対応ができる者であること。

オ 応募者の構成員のうち少なくとも1者は、街路灯、公園灯、防犯灯に係るE S C O事業又は10年以上の長期リース業務で、元請（発注者から直接契約を締結した者）として2,400灯以上の実績がある者であること。

カ 施工役割を担う者は、参加表明提出時に、2021年度（令和3年度）・2022年（令和4年度）福山市建設工事競争入札参加者（電気工事）に登録されており、少なくとも1者は福山市内に本店を有する者であること。

キ 施工役割を担う者のうち、少なくとも1者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可を得ている者。また、施工に必要な技術者としての資格を有する者を、統括責任者として配置することができる者であること。

### (4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 本募集要領の配布の日から優先交渉権者の通知までの期間に、福山市建設工事等指名除外基準要綱の措置要件に該当する者

ウ 本募集要領の配布の日から優先交渉権者の通知までの期間に、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4



- 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「構成手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は構成手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。）
- キ 資格確認書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ケ 本市に納付すべき市税の滞納がある者
- コ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

## 8 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。なお、本市は、本応募の審査以外の目的では提出書類を使用しない。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

### (4) 本市からの提出書類の取り扱い

本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。

### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件のみとする。

### (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

### (7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は不可とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行うことにより、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

### (8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は不可とする。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示があり、か

つ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書または提案書を無効とし、当該応募者を失格とする。

9 事業者選定の流れ

(1) 応募資格要件の確認及び提案要請

本市は、参加表明した者の応募資格を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で通知する。

(2) 最優秀提案及び優秀提案の選定

本市は、提案評価基準に沿って提案内容の評価を行い、懇談会での意見を参考に最終的な評価を決定する。評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案業者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。

(3) 詳細協議及び事業計画書の作成

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、電気料削減等の詳細判断、維持管理計画書の作成及び契約書を作成する等の諸条件について、本市との詳細協議を進めるとともに、事業工程を示す事業計画書を作成するものとする。

詳細協議時には、本市が提示する街路灯修繕費用と街路灯点検費用、直近の電気料金単価を参考とする。

(4) 事業者の決定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えば仮契約を締結する。また、本市議会の議決を得た後本契約となるものとし、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者（次点交渉権者）と詳細協議を行う。なお、契約までの費用については協議を行う交渉権者の負担とする。

10 提案の募集と事業全体スケジュール

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	募集要領の配布 (本市ホームページで公表)	2021年(令和3年)5月14日(金)
2	募集要項に関する質問受付	2021年(令和3年)5月14日(金)～ 2021年(令和3年)5月21日(金)
3	質問の回答期限 (本市ホームページで公表)	2021年(令和3年)5月25日(火)
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	2021年(令和3年)5月26日(水)～ 2021年(令和3年)6月2日(水)
5	応募資格確認結果の通知	2021年(令和3年)6月8日(火)

6	提案書の受付	2021年(令和3年)6月9日(水)～ 2021年(令和3年)6月23日(水)
7	プレゼンテーション, 選考, 最優秀及び優秀提案の選出	2021年(令和3年)6月下旬～ 2021年(令和3年)7月上旬
8	優先交渉権者の決定, 通知	2021年(令和3年)7月上旬
9	基本協定書の締結 E S C O仮契約の締結	2021年(令和3年)7月下旬
10	本市議会にて議決を得た後, E S C O本契約の締結	2021年(令和3年)9月下旬
11	現地調査, 詳細協議, 事業計画書作成 工事期間	2021年(令和3年)9月下旬～
12	E S C Oサービス開始	2022年(令和4年)4月1日(金)

## (2) 提案募集の手続き

### ア 募集要領の配布

募集要領は、本市のホームページにて公表する。

### イ 募集要領に対する質問受付・質問回答

募集要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

#### ① 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参などは不可とする。質問1件につき、1枚提出(送信)すること。なお、電子メール送信の際は、件名を「福山市LED街路灯整備事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話にてメールの到着を確認すること。

#### ② 受付期間

2021年(令和3年)5月14日(金)午前8時30分から  
2021年(令和3年)5月21日(金)午後4時00分まで(必着)  
※閉庁日、閉庁時間は除く

#### ③ 質問への回答

回答は、2021年(令和3年)5月25日(火)までに随時ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

### ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により、参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出する。

#### ① 受付期間

2021年(令和3年)5月26日(水)午前8時30分から  
2021年(令和3年)6月2日(水)午後4時00分まで  
※閉庁日、閉庁時間は除く

#### ② 受付場所

事務局（前記6(2)のとおり）

③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスをつけ、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部，副1部）提出すること。

a 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は，事業役割を担う事業者が作成すること。

b グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし，各々の役割分担（事業役割，施工役割，維持管理役割，金融役割，その他の役割（分担名を記載すること））を明確にすること。構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

c 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に，経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合，その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

d 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で，受付日前3か月以内に発行されたもの。

e 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で，受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

f 完納証明書

本市に納付すべき市税の完納を証明したもの（原本に限る。）。ただし，主たる営業所を本市外に有する者で，本市に納税義務のない者を除く。

g 納税証明書

国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」又は「その3の2」及び「その3の3」（写しでも可とする。）。

h 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表，損益計算書，キャッシュフロー計算書，株主資本等変動計算書を綴じたもの（写しでも可とする。）。

また，本事業について，関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は，その関係会社の財務諸表も添付すること。

i 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し，企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等，以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

㊦ 設立年，代表者役職及び名前，資本金，年間売上金額，営業所一覧，従業員数（様式第5号の1）

㊧ 企業状況表（様式第5号の2）

㊨ 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）

㊩ 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

㊪ その他，本事業について，関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は，その関

係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

j 特定建設業の許可証明書

施工役割を担う者のうち、1者について、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」の許可証明書。（写しでも可とする。）

k E S C O 関連事業実績一覧表

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表

- ㊦ 事業件名：契約書上の正式名称
- ㊧ 発注者：発注者を記名
- ㊨ 受注形態：単独又はグループの別を記入
- ㊩ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額
- ㊪ 契約年月日：契約締結日を記入
- ㊫ 契約期間：契約始期及び周期を記入
- ㊬ 施設概要：施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月日など
- ㊭ 契約業務の概要：契約業務の概要など

l 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各資格の有資格者1名分の資格者証（表裏）の写し。

m 監理技術者有資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

前記10(2)ウ③jで特定建設業の写しを提出した施工役割を担う者については、配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写し。

n 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第7号の1）及び役員等名一覧表（様式第7号の2）

エ 応募資格確認結果及び提案要請書の通知

応募資格の確認結果は2021年（令和3年）6月8日（火）に文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、あわせて提案要請書を郵送する。

オ 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本募集要領に基づき提案書を作成し、提出すること。

① 提出部数

提出書類一式10部（正本1部、副本9部）

② 受付期間

2021年（令和3年）6月9日（水）から6月23日（水）まで（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後4時00分まで）

③ 受付場所

事務局（前記6(2)のとおり）

④ 参加を辞退する場合

応募資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、提案書の受付締切日の前日までに提案辞退届（様式第8号）を提出すること。

## 1 1 配布資料

### (1) 配布資料の内容

応募者に配布する資料は次のとおりとする。

- ア 既設街路灯電気料金の算出方法
- イ 既設街路灯修繕費の年度額
- ウ 既設街路灯点検費用の年度額
- エ 福山市小規模附属物点検要領

### (2) 配布要領

資料は、次のとおり配布する。

#### ア 配布方法

参加表明受付時に配布する。

#### イ 配布期間

2021年（令和3年）5月26日（水）から6月2日（水）まで（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後4時00分まで）

#### ウ 配布場所

事務局（前記6(2)のとおり）

## 1 2 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) シェアード・セイビングス契約とする。
- (2) 事業者の資金により省エネルギー改修を行い、事業費（E S C Oサービス料）が事業費限度額未満であること。
- (3) 契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を保証することができること。
- (4) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、工事などを遂行することができること。
- (5) 街路灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾を得たうえで維持管理を行うこと。
- (6) E S C Oサービス期間中に本市が新設したLED街路灯や、開発行為等により道路管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED街路灯についても、データベースに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。
- (7) 本事業対象となるE S C O設備について、契約終了後の所有権の帰属について提案があること。
- (8) 「1 0 提案の募集と事業全体スケジュール」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、街路灯LED化工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- (9) その他、この事項に定めるもののほか、本提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

### 1.3 提案提出書類・作成要領

#### (1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部，副本9部）提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第9号）
- イ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）
- ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第11号）
- エ 街路灯管理システム（GISシステム）に関する提案書（様式第12号）
- オ 使用機器提案書（様式第13号）
- カ 事業資金計画書（様式第14号の1～第14号の4）
- キ 維持管理・点検等提案書（様式第15号の1～第15号の2）
- ク 工事の対応・廃棄計画書（様式第16号）
- ケ 計測・検証計画書（様式第17号）
- コ 市内工事業者等の活用に関する提案書（様式第18号）
- サ 契約終了後の対応（様式第19号）

#### (2) 作成要領

##### ア 一般事項

- ① 使用言語は日本語，通貨は日本国通貨，単位は計量法によるものとし，全てを横書きとする。なお，原則としてフォントはMS明朝体11ポイントで統一すること。
- ② 各提案書類には，会社名，住所，名前，ロゴマーク等，応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
- ③ 提案書提出届（様式第9号）により提出書類の構成を示したうえで，各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお，A4版以外の様式については，A4版サイズに折り込むこと。
- ④ CO<sub>2</sub>排出に関する換算値  
CO<sub>2</sub>の排出に関する計算においては，次の換算値で行うこと

CO <sub>2</sub> 排出係数
0.561 (Kg-CO <sub>2</sub> /kWh)

- ⑤ 電気料金については，照明灯が年間4,000時間点灯することとし，中国電力株式会社が公表している2021年（令和3年）4月分の公衆街路灯A，燃料費調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金を基に算出すること。

##### イ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）

- ① 提案の概要（様式第10号の1）  
提案全体の概要を記載するとともに，創意工夫している点について記載すること（A4版3枚以内（図表可））。
- ② 改修提案項目一覧表（様式第10号の2）  
省エネルギー改修の項目ごとに電気料金削減額，維持管理費削減額，エネルギー削減量，年間削減額，工事他投資額及び単純回収率について記載すること。

- ③ 契約内容提案書（様式第10号の3）  
削減予定額，削減保証額，ESCOサービス料等について記載すること。
- ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第11号）  
既設街路灯の設置位置や灯具等の調査方法，電力契約の調査・照合方法について記載すること（A4版3枚以内（図表可））。
- エ 街路灯管理システム（GISシステム）に関する提案書（様式第12号）  
構築するデータベースの内容，データの管理方法，管理番号及び管理プレート，その他活用方策について記載すること（A4版3枚以内（図表可））。
- オ 使用機器提案書（様式第13号）  
使用する機器について，機器の図，当該危機に関するエネルギー消費状況の評価内容，その他，灯具の使用に基づいた内容，数値的根拠について記載すること。また，既設の自動点滅器，ケーブルなどに関する対応方針及び，設置個所に応じたLED照明灯の選定方法についても記載すること（A4版5枚以内）。なお，灯具仕様書は別添扱い可とする。
- カ 事業資金計画書（様式第14号の1～第14号の4）
- ① 契約期間における本市の事業全体に関する収支計画を作成すること（A3版横書き）。
- ② 事業者収支計画書（様式第14号の2）  
契約期間における事業者分の事業収支について記載すること（A3版横書き）。
- ③ 資金計画書（様式第14号の3）  
資金調達に関する考え方，外部借入の内訳，金利設定，その他資金調達方法として検討している事項を記入すること。
- ④ 工事予算等経費計画書（様式第14号の4）  
初期投資に係る費用を記入の上内訳を添付すること。
- キ 維持管理・点検等提案書（様式第15号の1～様式第15号の2）
- ① 維持管理・点検等計画書（様式第15号の1）
- a 維持管理・点検等計画  
ESCO設備等の維持管理業務，街路灯設備の移設・建替及び点検業務に関する計画内容を記載すること。また，既設LED街路灯の維持管理，点検等についての提案，コスト削減及びサービス水準向上等の視点で工夫している点や，加入する賠償保険の内容等について記載すること（A4版10枚以内）。加えて，修繕の月次実績報告の書式案を添付すること。
- b 維持管理・点検見積書  
毎年要する費用とその算定基準を示すこと。なお，別途作成する内訳がある場合は添付すること。
- ② 緊急時対応提案書（様式第15号の2）  
提案の安全性や信頼性，また，事故・災害発生時等を含む緊急時の対応方法についての考え方を記載すること（A4版3枚以内）。
- ク 工事の対応・廃棄計画書（様式第16号）  
工事施工にあたり，工事完了年月日を示したうえで，それを可能とする施工体制を具体的



に記載するとともに、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、E S C O設備引き渡しに関する内容を記載すること。また、既設設備撤去後の処理方法を記載すること（A 4版5枚以内（図表可））。

ケ 計測・検証計画書（様式第17号）

① エネルギー削減効果等の計測・検証方法

エネルギー削減量及び二酸化炭素排出量の内容を記載すること。

② 計測・検証費見積書

毎年要する経費及びその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

③ その他

計測・検証業務を行ううえで、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること（A 4版3枚以内）。

コ 市内工事業者等の活用に関する提案書（様式第18号）

本事業における市内工事業者等の活用について、具体的に記載すること（A 4版3枚以内（図表可））。

サ 契約終了後の対応（様式19号）

契約期間終了後の対応及びE S C O設備の取扱いについて記載すること（A 4版2枚以内（図表可））。

#### 1.4 審査及び審査結果の通知

##### (1) 審査

本市は、現地調査及び電力契約の調査・照合、使用機器、本市システム、維持管理・点検等に関する提案書、及び事業資金計画などの資料に基づいた事業の妥当性並びに環境・安全への配慮、本市経済への寄与、機器及び省エネ保証等の観点から、評価を行い、懇談会にて意見を聴取する。本市は、懇談会の各委員の意見を参考に最終的な評価を決定し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

##### (2) 審査の流れ

E S C O提案の審査については、次の要領で行う。

ア 応募者多数の際は、提案書の提出を要請した全ての応募者からの提案書を審査し、その中から上位5件以内をプレゼンテーション参加者として選定する場合がある。

イ 応募者は、提案書類をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、懇談会の委員のほか市職員による質疑応答を15分程度行う。

ウ プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。

エ プレゼンテーションは2021年（令和3年）6月下旬を予定している。日時、場所の詳細については応募者に別に通知する。

オ 本市は、応募者からの提案書及びプレゼンテーションをもとに提案内容を審査する。

カ 本市は、提案評価基準に沿って提案内容の評価を行い、懇談会での意見を参考に最終的な評価を決定する。評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案業者とし、本事業契約に

向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、評価点が同点の場合は、提示された本市の予定利益総額が大きい応募者を優先交渉権者とする。さらに同点となった場合は、くじ引きとする。

キ プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、応募者が用意すること。

### (3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、2021年（令和3年）7月上旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 最優秀提案者及び優秀提案者を本市のホームページで公表する。

### (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合。

イ 提案書に虚偽の記載があった場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 本募集要領に違反すると認められる場合。

オ 提案書の事業費が限度額を超えている場合。

## 1.5 事業実施に関する事項

### (1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

### (2) 契約期間中の本市と事業者の関わり

事業者は事業者の責により本事業を遂行し、本市は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

### (3) 本市と事業者の責任分担

#### ア 基本的な考え

契約が達成出来ないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

#### イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は原則として「表1：予想されるリスクと責任分担表」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事案が発生した場合には、別途協議を行うもの

とする。

ウ 事業が困難となった場合における措置

本契約が締結される前に事業の実施が困難となった場合には、次の措置を講ずるものとする。なお、本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業に関わる契約書において定めるものとする。

- ① 提案書の内容から大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約が締結できない場合は、事業者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。
- ② 本市の指示により事業が中止された場合には、事業者は、指示が到達した日までに要した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。

表1：予想されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
事業全般	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間の故障等リスクを補償する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの		○
周辺住民等反対による事業の中止・延期			協議	
事業者の事業放棄，破綻によるもの				○
市の事業放棄，破綻によるもの			○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	市の提示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示，判断の不備によるもの	協議	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の提示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示，判断の不備によるもの		○
	工事の遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○
	工事費増大	市の指示，承諾による工事費の増大	協議	
		事業者の指示，判断によるもの		○
性能	要求仕様書不適合		○	
一般的改善	工事目的物等に関して生じた損害		○	
	工事に起因し街路灯に生じた損害		○	

支払関連	支払い遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（事業者の責によるもの以外）	○	
		省エネ保証にかかる省エネ保証行為の不履行		○
	金利	市中金利の変動		○
	不可抗力	E S C O事業遂行に当たって障害となる，事業範囲外の不具合	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等，市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		協議
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		協議
	E S C O設備の損傷	市の故意・過失又は街路灯に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	E S C O設備以外の損傷	事業者の故意・過失又はE S C O設備に起因する街路灯の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による街路灯の損傷		協議
	契約不適合責任	E S C O設備に関する契約不適合責任		○
	不可抗力	天災等の不可抗力による街路灯の損傷		協議
	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
電気料金単価	電気料金単価の変動	○		
エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○		
	上記以外の変動要因の場合		協議	
効果検証	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の変更	○	
		天候が大きく変動し，当初の機器使用の動作温度を超えE S C O設備が所定の性能を達成しない場合	○	
上記以外の変動要因の場合			協議	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による街路灯への損害業務への障害		○

## 1.6 契約に関する事項

### (1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は，協議の結果，双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。本事業は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和41年本市条例第24号）第2条の規定に該当するため，

優先交渉権者と仮契約を締結し、本市議会の議決を得た後、本契約となるものとする。この仮契約は、本市議会の議決を得られなかった場合、効力を失うものとし、本市は事業者の被った損害を賠償する責を負わないものとする。

なお、仮契約を締結した後、本契約となるまでの間に福山市建設工事等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができるものとする。

(2) 本契約の時期

2021年（令和3年）9月下旬（予定）

(3) 契約の概要

この契約は、本募集要領、提案書及び維持管理計画書に基づき、本市と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法等を定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上とする。福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第6条第1項第5号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

## 1.7 LED街路灯の灯具仕様

(1) 一般事項

ア LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月、国土交通省）（以下「ガイドライン」という。）に適合する製品を使用すること。また、ガイドラインに適合していることが証明できる書類を提出すること。

イ 製造メーカーはISO9001（品質）及びISO14001（環境）を取得していること。

ウ LED化工事後も、既設街路灯と同等以上の照度を確保すること。ただし、現状の状況（道路幅・車線数等）によって新規に提案することを妨げない。

エ 既設街路灯の灯具に遮光機能（遮光版、ルーバー等）が備わっている街路灯は、同等の機能を有すること。ただし、現場状況により不要とされるものがあることも想定されることから、詳細については本市と協議のうえ決定すること。

(2) LED灯具性能・構造

ア 電柱、独立柱などに設置されている街路灯と置き換えて設置できること。また、外壁等に設置されている場合であっても、設置できるものであること。

イ 定格寿命は、概ね60,000時間以上とすること。

ウ 入力電圧は、100V/200Vに対応できること。

エ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

オ LED灯具の本体色は、既設街路灯と概ね同色のものとし、詳細は本市と協議のうえ決定すること。

カ 光害対策の対応ができるもの。

#### 1 8 工事に関する仕様

- (1) 契約後、工事に関する施工計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- (2) 施工にあたっては、市内工事業者を積極的に活用すること。
- (3) 取り外した灯具等の取扱い（廃棄物処理・分別・再利用）については、関係法令を遵守するとともに、本市が取扱い方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る契約不適合については、契約に基づき、事業者の責任とすること。
- (5) 現地調査及び工事施工については、安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。

#### 1 9 工事の施工

工事の施工については、次の事項を基準とすること。なお、工事着手前に本市と協議すること。

##### (1) 工事の優先順位

ア 既設の街路灯で不点灯等の故障が発生した箇所

イ その他、本市が優先と判断した箇所

##### (2) 施工方法

設置するESC O設備については、本市の指定する方法・仕様等及び施工計画書を遵守すること。

20 既設の街路灯数（参考）

街路灯 計3235灯（2020年（令和2年）11月末時点推定値）

デザイン照明灯，BOX内照明灯，地下照明灯を含む

(1) 水銀灯

契約容量	灯数（灯）
40w	8
58w	1
60w	10
70w	1
75w	2
80w	3
100w	205
110w	3
150w	95
200w	252
220w	1
250w	68
300w	179
350w	6
400w	104
500w	2
要調査物件	1193
合計	2133

(2) LED照明灯

契約容量	灯数（灯）
9.9w	4
18.6w	1
19w	4
20w	17
27w	4
29w	4
37.8w	1
40w	4
44w	56
46w	3
47w	10
56w	5
57w	7
58w	1
60w	1
62w	1
66w	12
70w	3
要調査物件	244
合計	382

(3) 港内照明灯

契約容量	水銀灯	LED照明	蛍光灯
30w	-	-	3
32w	-	-	3
78w	-	1	-
170w	2	-	-
200w	1	-	-
300w	8	-	-
合計	11	1	6



(4) ナトリウム灯

契約容量	灯数 (灯)
70w	3 6
80w	8
90w	1
110w	2 0
要調査物件	2 6
合計	9 1

(5) その他

契約容量	灯数 (灯)
17w	3 2
620w	1 2 9
30w	1
32w	1
40w	8
100w	3 4
要調査物件	3 2
合計	2 3 7

(6) 要調査物件 (灯具種類, 契約容量共に不明) 3 7 4 灯